

報告第 1 2 号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 臨時代理の要旨

令和 7 年第 1 回東広島市議会定例会に提出する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 市議会提出議案の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

令和 7 年 3 月 1 7 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を

作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第 6 4 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 中学校教師用教科書及び指導書
- (3) 数量 1, 2 5 6 冊

2 取得価格

3, 1 0 7 万 9, 0 5 7 円

3 相手方

尾道市東尾道 1 0 番地 2 6

株式会社啓文社

代表取締役 手 塚 淳 三

(提案理由)

中学校で使用する中学校教師用教科書及び指導書を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 6 4 号

財産の取得について

(学校教育部指導課)

1 提案の理由

中学校で使用する中学校教師用教科書及び指導書を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 中学校教師用教科書及び指導書

(3) 数量 1, 2 5 6 冊

3 取得価格

3, 1 0 7 万 9, 0 5 7 円

4 相手方

尾道市東尾道 1 0 番地 2 6

株式会社啓文社

代表取締役 手 塚 淳 三

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（－略－）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。